

## 第64回

### 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2024年6月25日（火曜日）  
午前10時00分（受付開始 午前9時00分）

**場所** 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
JR神田万世橋ビル  
ステーションコンファレンス万世橋（4階）

#### ■ 招集ご通知

#### ■ 参考書類

#### ■ 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

#### ■ 事業報告／計算書類（連結・個別）／監査報告



議決権行使が簡単に！

「スマート行使<sup>®</sup>」対応

スマートフォンからQRコード<sup>®</sup>を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

## 信越ポリマー株式会社

証券コード：7970



総会当日、会場でのお土産の配布はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長  
小野義昭

代表取締役社長  
出戸利明

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第64回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の業績は、以下にご報告申し上げますとおり、売上高は、前期に比べ減収となり、営業利益及び経常利益は前期に比べ減益となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき24円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ8円増配の1株につき46円となり、6期連続の増配となります。

当社グループは、昨年、中期経営計画「Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2027」を策定し、スタートいたしました。これに掲げる事業戦略、財務・非財務戦略を着実に実行し、基盤領域では販売力の強化、生産性の向上に邁進し、成長領域では新たな需要の獲得を目指します。これらを業績につなげていくことにより、株主の皆様のご期待にお応えし、企業価値のより一層の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

### 目次

第64回定時株主総会招集ご通知	P 2	連結計算書類	P 36
株主総会参考書類	P 6	計算書類	P 39
事業報告	P 12	監査報告	P 41

(証券コード 7970)  
2024年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目1番3号

**信越ポリマー株式会社**

代表取締役  
社 長 出 戸 利 明

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinpoly.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「信越ポリマー」又は「コード」に当社証券コード「7970」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



**なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、2024年6月24日（月曜日）午後5時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご返送いただきたくお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 開催日時	2024年6月25日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時00分）
2. 開催場所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）
3. 会議の目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>第64期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li><li>第64期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li></ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>第1号議案 剰余金の配当の件</li><li>第2号議案 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件</li></ol>
4. 招集に当たっての決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 議決権行使書面に議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。</li><li>● 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。</li><li>● インターネット等の議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取り扱います。</li></ul>

以 上

- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

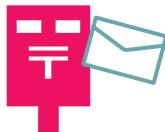
株主総会参考書類（P6～P11）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

## A 株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、第64回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

## B 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時35分までに到着するようご返送ください。  
詳しくは、下記をご覧ください。

## C インターネット等による 議決権行使



インターネット等による議決権行使のご案内（P5）をご参照のうえ、スマート行使又は、議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2024年6月24日（月曜日）午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力ください。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日


スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○

※議決権行使書はイメージです。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案・第2号議案

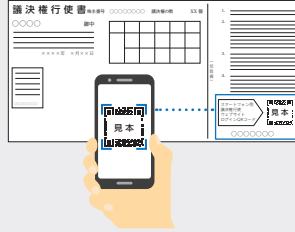
- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

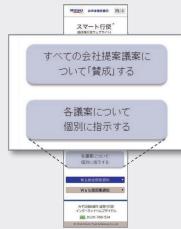
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

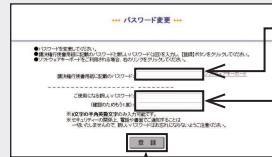
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご了承ください事項

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

### 機関投資家の皆様へ

- 議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性並びに研究開発投資や生産設備投資及びM&Aなどのための資金を確保しつつ、業績に応じた中期的に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開及び配当性向等を総合的に勘案し、1株につき24円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金22円を加えた年間配当金は、1株につき46円となり、前期と比較して8円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

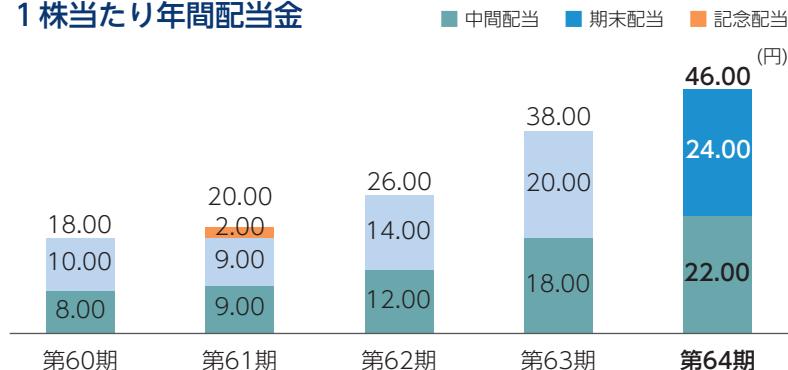
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額1,937,786,280円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月26日

### 1 株当たり年間配当金



## 第2号議案

# 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対して ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項 の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

### 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

#### (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

#### (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から2030年3月31日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、2030年3月31日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
    - a. 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - b. 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、2030年3月31日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
- i 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ii 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、上記⑥に定めるところにより新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の行使の条件  
上記⑥に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得条項  
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ その他新株予約権の細目等  
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以 上

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

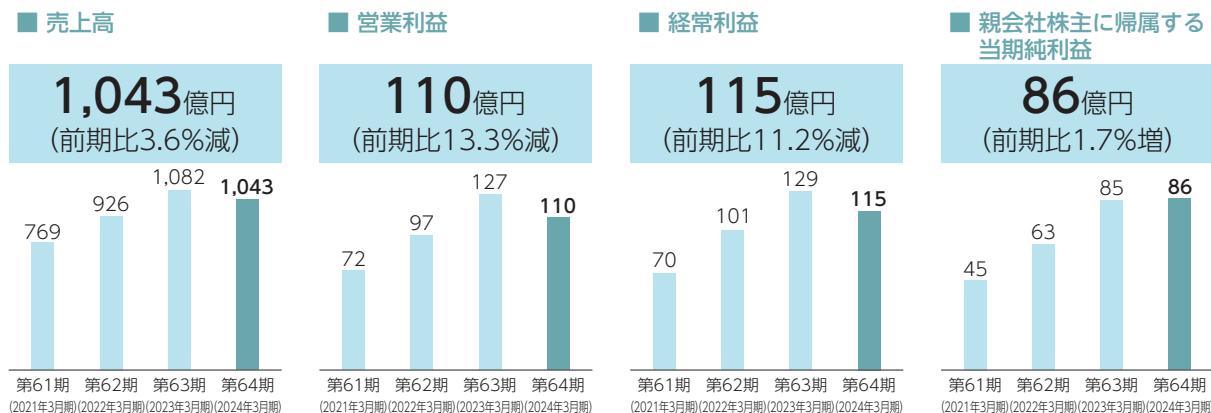
当連結会計年度における世界経済は、コロナ禍による経済活動への制約が解消されたことにより緩やかに持ち直しつつありますが、長引くインフレと主要国での金利の引き上げにより回復のペースは鈍化しました。米国では個人消費が堅調でしたが、金融の引き締めにより企業の生産活動は振るいませんでした。欧州では高インフレが続いたことから個人消費が低迷し、外需の落込みにより輸出も減少したため景気は停滞しました。中国では世界的な需要の低迷を受け輸出が減少し、雇用情勢の悪化から個人消費が停滞したことにより景気は減速しました。インド及びアセアン地域では内需が堅調に拡大し、高い成長率が続きました。

日本経済は、部材不足の緩和により企業の生産活動が緩やかに回復し、設備投資や個人消費も持ち直しました。

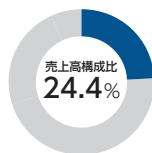
当社グループ関連の事業環境につきましては、自動車関連産業の需要が上向いたものの、半導体産業の需要が低調に推移し、全体として横ばいとなりました。

このような状況のもと、当社グループは国内外において主力製品及び新規事業製品の拡販に注力した営業活動を継続的に展開し、生産・供給体制の拡充を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,043億79百万円（前期比3.6%減）、営業利益110億50百万円（前期比13.3%減）、経常利益115億30百万円（前期比11.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益86億74百万円（前期比1.7%増）となりました。



## (2) 事業別の概況



### 電子デバイス事業

売上高  
25,506百万円  
(前期比3.3%増)



#### 事業別概況

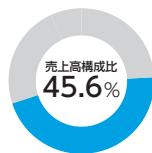
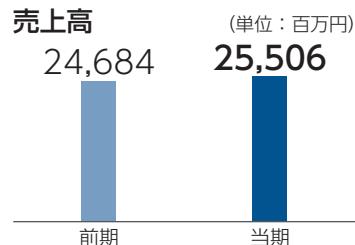
当事業では、自動車産業の需要回復により、自動車関連入力デバイスなど車載製品は堅調でしたが、電子機器関連製品が低調に推移し、全体として売上げは前年並みとなりました。

入力デバイスは、ノートPC用タッチパッドは落ち込みましたが、車載タッチスイッチが大幅に伸び、車載キースイッチも堅調で、売上げは前年並みとなりました。

ディスプレイ関連デバイスは、視野範囲/光路制御フィルム(VCF)は好調を維持しましたが、液晶接続用コネクタが落ち込み、売上げは低調に推移しました。

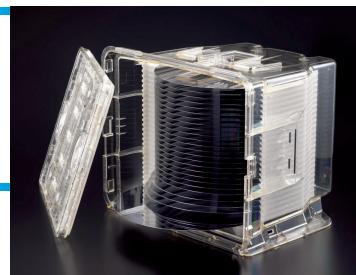
コンポーネント関連製品は、車載用シリコン成形品が大幅に伸び、電子部品検査用コネクタも堅調で、売上げを伸ばしました。

この結果、当事業の売上高は255億6百万円(前期比3.3%増)、営業利益は20億75百万円(前期比22.5%増)となりました。



### 精密成形品事業

売上高  
47,602百万円  
(前期比4.8%減)



#### 事業別概況

当事業では、半導体関連容器が低調に推移し、全体として売上げは伸び悩みました。

半導体関連容器は、小口径ウエハー容器の低調が続き、300mmウエハー用容器も軟調に推移し、売上げは伸び悩みました。

OA機器用部品は、半導体ローラは低調に推移しましたが、複合機用定着系ローラが大幅に伸びたことで、売上げは前年並みとなりました。

キャリアテープ関連製品は、半導体チップ搬送用の需要低迷が続き、売上げは減少しました。

シリコンゴム成形品は、医療関連製品は前年並みだったものの、一般成形品が低調に推移し、売上げは伸び悩みました。

この結果、当事業の売上高は476億2百万円(前期比4.8%減)、営業利益は72億11百万円(前期比26.9%減)となりました。





## 住環境・生活資材事業

売上高  
**24,184**百万円  
(前期比7.8%減)



### 事業別概況

当事業では、人流の回復によりラッピングフィルムの需要回復が進みましたが、塩ビ関連製品の市場環境が非常に厳しく、全体として売上げは低調に推移しました。

ラッピングフィルム等包装資材関連製品は、外食産業での需要が回復し、小巻ラップの好調が続き、売上げは堅調でした。

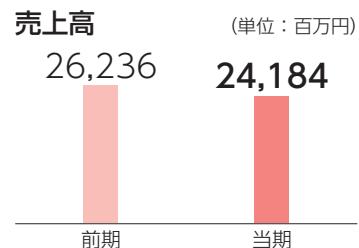
機能性コンパウンドは、車載用途は好調でしたが、産業機械向けケーブル用途やその他用途向けが振るわず、売上げが低調に推移しました。

機能性材料は、自動車用電子部品用途は前年並みでしたが、ディスプレイ用途が伸び、売上げは堅調でした。

外装材関連製品は、波板などの需要減少が続き、全体として売上げは低調に推移しました。

塩ビパイプ関連製品は、事業譲渡により売上げは大幅に減少しました。

この結果、当事業の売上高は24億84百万円（前期比7.8%減）、営業利益は13億74百万円（前期比51.2%増）となりました。



## その他

売上高  
**7,085**百万円  
(前期比3.4%減)

### 事業別概況

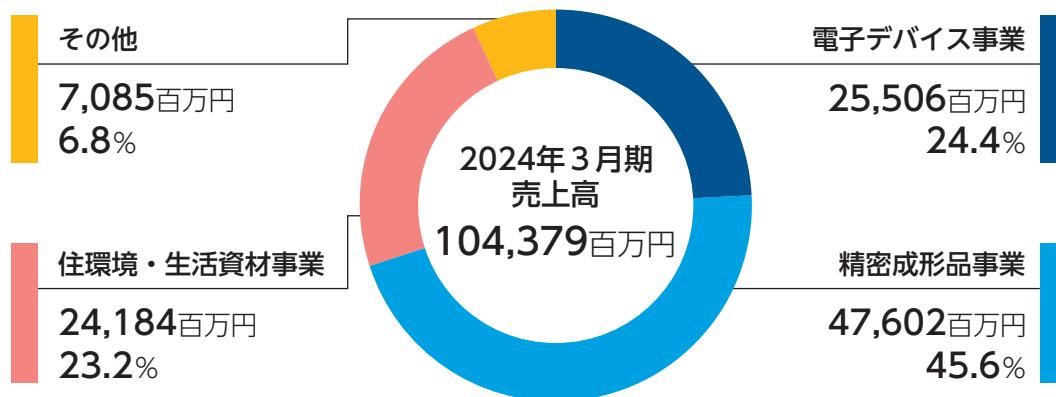
商業施設や公共施設の内装工事の受注が好調でしたが、その他事業が落込み、全体として売上げは低調に推移しました。

この結果、その他の売上高は7億85百万円（前期比3.4%減）、営業利益は3億89百万円（前期比39.7%増）となりました。



(ご参考)

◎事業別売上高構成比



(3) 資金調達状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(4) 設備投資状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、154億81百万円であります。その主なものは、電子デバイス製品製造設備9億61百万円（電子デバイス事業）、半導体関連容器製造設備の増強を含む精密成形品製造設備137億67百万円（精密成形品事業）及び住環境・生活資材製造設備7億9百万円（住環境・生活資材事業）であります。

## (5) 対処すべき課題

当社グループの企業理念の実現に向け、2023年に開始した中期経営計画「Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2027」（略称 SEP G&G 2027）に掲げる各戦略を推進し、成果につなげることが当社グループの課題と認識しております。

### ●SEP G&G 2027 概要

#### 事業戦略

- ・成長領域における新規需要の取込み
- ・基盤領域における販売力強化と生産性向上
- ・海外売上比率の拡大

#### 財務・非財務戦略

- ・成長領域における重点的な投資の実行
- ・株主還元の強化
- ・ESGへの取組みを強化

### 2028年3月期 業績等方針

**売上 1,500億円**

**経常利益 200億円\***

**ROE 10%超**

**配当性向 ~50%**

※ 経常利益と営業利益は同水準を想定

### ●SEP G&G 2027の各戦略の進捗状況と取り組み

#### (事業戦略)

中期経営計画の達成に向けて、引き続き成長領域における新規需要の取込みと基盤領域における販売力強化に努めてまいります。

成長領域と位置づける半導体関連容器は、生成AIの普及などを背景に半導体の需要が増加しており長く続いた調整局面の好転が見込まれます。当社がかねてより需要増に対応した生産体制を確立すべく、糸魚川工場を拡張し東京工場の新棟建設を進めてまいりました。今後も半導体需要の増加に備えた安定供給体制を整え事業の拡大を目指してまいります。

もう一つの成長領域である自動車関連製品では、足元でEVの普及に減速感が見られますが、将来的には環境対応車への転換や自動運転化に伴う新技術の進展が見込まれます。当社は新規製品である車載デバイス向け熱対策製品の量産開始を目指し準備を進めております。

また、導電性ポリマーや高機能フィルムなど機能性材料では車載電子部品向けの新たな技術を確認しつつあります。高い機能性を追求することによりEV関連分野においても事業の拡大を目指してまいります。

また、基盤領域と位置づける入力デバイス、OARローラ、食品包装用ラッピングフィルム、機能性コンパウンドなどの製品は市場シェア拡大や独自製品の市場投入などにより、さらなる販売力強化に努めてまいります。

一方で、最適な経営資源の配分や事業ポートフォリオの再編の取り組みとして、塩ビパイプ等事業を2023年11月に譲渡いたしました。

#### (財務・非財務戦略)

基盤領域の収益向上によって企業収益の土台を構築し、半導体関連容器の能力増強や車載デバイス向け熱対策製品の生産体制確立など成長領域における積極的な設備投資を行います。また、シナジーの見込める領域でのM&Aも検討してまいります。

中期的には、ROE 10%超の水準を目指し、配当性向50%以内で業績に応じた中期的に安定的な配当の継続を計画してまいります。なお、2024年3月期の配当水準は、配当性向約43%といたします。

当社グループは、企業理念に基づき、安全、公正を最優先とする経営に徹し、社会とともに成長し続ける企業を目指しております。社会からの要請・期待に応えながら、事業を通じて社会課題の解決を目指し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

CO<sub>2</sub>排出量の削減をESGの重点課題の一つに掲げており、2030年に2013年度比46%の削減、2050年のカーボンニュートラル達成の目標を設定いたしました。省エネ設備への切り替え等従来の省エネ活動とともに、一部工場で実施している再生可能エネルギーへの転換を他の工場に拡大してまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

		第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期)	第63期 (2023年3月期)	第64期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	76,904	92,640	108,278	104,379
営業利益	(百万円)	7,217	9,732	12,749	11,050
経常利益	(百万円)	7,021	10,129	12,986	11,530
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,536	6,308	8,529	8,674
1株当たり当期純利益	(円)	56.09	78.15	105.68	107.31
総資産	(百万円)	108,212	122,577	135,364	140,778
純資産	(百万円)	86,677	94,337	105,128	112,967
自己資本利益率	(%)	5.3	7.0	8.6	8.0

### 売上高

(単位：百万円)



### 営業利益

(単位：百万円)



### 経常利益

(単位：百万円)



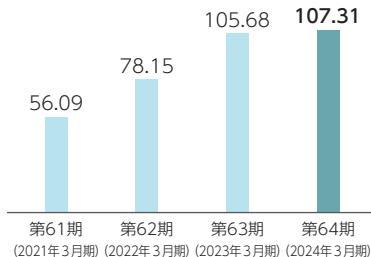
### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



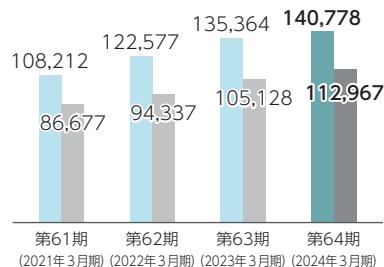
### 1株当たり当期純利益

(単位：円)



### 総資産/純資産

(単位：百万円)



## (7) 重要な親会社及び子会社の状況等

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。

同社は当社の株式を53.2%保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

(注) 株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ② 親会社との間の取引について

#### i 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

#### ii 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、上記 i のとおり、当社の利益を害さないように留意しております。また、当社の親会社と当社の少数株主との利益が相反する当社の重要な取引・行為について、独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される「親会社との取引諮問委員会」において審議し、取締役会に意見を具申することとしております。具体的な審議内容としては、親会社グループとの主要原材料の購入取引及び主要製品の販売取引を中心に検証しております。これらのことから、当社取締役会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況（2024年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
信越フラインテック株式会社	百万円 300	100 %	「精密成形品」等の販売及び建築内外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsu Polymer America, Inc.	千米ドル 7,000	100	「電子デバイス製品」の販売
Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	千マレーシアリンギット 41,500	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.	千ユーロ 3,640	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
蘇州信越聚合有限公司	千米ドル 15,300	100	「電子デバイス製品」の製造
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 14,414	*100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 9,194	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売

- (注) 1. 主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。  
 2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。  
 3. \*印は子会社を通じて行っている出資を含めて算出している出資比率です。

## (8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

主 要 事 業	主 要 製 品
電 子 デ バ イ ス 事 業	入力デバイス、ディスプレイ関連デバイス、コンポーネント関連製品
精 密 成 形 品 事 業	OA機器用部品、シリコーンゴム成形品、半導体関連容器、 キャリアテープ関連製品
住 環 境 ・ 生 活 資 材 事 業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、機能性コンパウンド、導電性ポリマー、 外装材関連製品
そ の 他	工事関連他

## (9) 主要な拠点 (2024年3月31日現在)

### ① 当 社

本 社：東京都千代田区大手町一丁目1番3号

支店・営業所：大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所、札幌営業所

工 場：東京工場、児玉工場（以上、埼玉県）、  
塩尻工場、長野分工場（以上、長野県）、糸魚川工場（新潟県）

### ② 子 会 社

販売・工事他：信越ファインテック株式会社（東京都）

製造・販売：株式会社キッチンスタ（茨城県）

販 売：信越聚合物（上海）有限公司（中国）

Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. (同上)

Shin-Etsu Polymer Taiwan Co., Ltd. (台湾)

Shin-Etsu Polymer Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)

Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd. (タイ)

Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

Shin-Etsu Polymer America, Inc. (米国)

Shin-Etsu Polymer Europe B.V. (オランダ)

製造：蘇州信越聚合物有限公司（中国）  
 東莞信越聚合物有限公司（同上）  
 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.（マレーシア）  
 PT. Shin-Etsu Polymer Indonesia（インドネシア）  
 Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.（インド）  
 Shin-Etsu Polymer Hungary Kft.（ハンガリー）  
 製造・販売：Hymix Co., Ltd.（タイ）

## （10）従業員の状況（2024年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子デバイス事業	2,312名	-139名
精密成形品事業	1,672名	-90名
住環境・生活資材事業	424名	-21名
その他の	49名	+1名
合計	4,457名	-249名

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
962名	-43名	44.6歳	19.7年

## （11）主要な借入先（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 320,000,000株
- (2) 発行済株式総数 82,623,376株  
(自己株式1,882,281株を含んでおります。)
- (3) 株主数 13,152名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	42,986	53.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,164	7.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,991	2.4
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	1,287	1.5
GOVERNMENT OF NORWAY	917	1.1
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	814	1.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	768	0.9
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	586	0.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	573	0.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	555	0.6

- (注) 1. 上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式（自己株式）が1,882千株ありますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権の数	目的である株式の種類及び数
20,231個	普通株式 2,023,100株

(注) 新株予約権1個につき発行する株式数は、100株であります。

#### (2) 当事業年度末日における会社役員の保有する新株予約権の状況

	発年 行 度	新株予約権 の 数	目的である 株 式 の 種 類 及 び 数	1株当 た り の 発 行 価 額	権利行使時の 1株当 た り 払 込 金 額	人数	権 利 行 使 期 間
取 締 役	2018年度	278個	普通株式 27,800株	121円	962円	2名	2020年9月13日から 2024年3月31日まで
	2019年度	650個	普通株式 65,000株	147円	759円	2名	2021年9月12日から 2025年3月31日まで
	2020年度	1,529個	普通株式 152,900株	191円	910円	3名	2022年9月11日から 2026年3月31日まで
	2021年度	1,350個	普通株式 135,000株	192円	1,051円	2名	2023年9月11日から 2027年3月31日まで
	2021年度 (注4)	300個	普通株式 30,000株	無償	1,051円	1名	2023年9月11日から 2027年3月31日まで
	2022年度	1,350個	普通株式 135,000株	218円	1,410円	2名	2024年9月13日から 2028年3月31日まで
	2022年度 (注4)	300個	普通株式 30,000株	無償	1,410円	1名	2024年9月13日から 2028年3月31日まで
	2023年度	1,500個	普通株式 150,000株	200円	1,405円	3名	2025年9月7日から 2029年3月31日まで
監 査 役	2019年度	70個	普通株式 7,000株	無償	759円	1名	2021年9月12日から 2025年3月31日まで
	2020年度	70個	普通株式 7,000株	無償	910円	1名	2022年9月11日から 2026年3月31日まで
	2021年度	50個	普通株式 5,000株	無償	1,051円	1名	2023年9月11日から 2027年3月31日まで
	2022年度	50個	普通株式 5,000株	無償	1,410円	1名	2024年9月13日から 2028年3月31日まで

- (注) 1. 社外取締役は、当社の新株予約権を保有しておりません。
2. 新株予約権の行使の条件  
(2018年度、2019年度及び2020年度発行分)
- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
    - ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- (2021年度、2022年度及び2023年度発行分)
- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
    - ・ 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
3. 監査役には新株予約権を付与しておりません。表中の新株予約権は当該監査役が従業員であった時に付与したものであります。
4. 取締役（1名）が、当社の執行役員であった時に交付を受けた新株予約権であります。

### (3) 当事業年度中に執行役員及び従業員等に交付した新株予約権の状況

- ① 交付した新株予約権の数
 

執行役員	1,700個
従業員等	1,300個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 

普通株式	執行役員	170,000株 (新株予約権 1個につき100株)
	従業員等	130,000株 (新株予約権 1個につき100株)
- ③ 新株予約権の1株当たりの発行価額  
無償
- ④ 新株予約権の権利行使時の1株当たり払込金額  
1株当たり 1,405円
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間  
2025年9月7日から2029年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
  - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
    - ・ 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

(当社執行役員及び従業員並びに子会社取締役に対して交付した新株予約権の区分別内訳合計)

区 分	新 株 予 約 権 の 数	目的である株式の数	交 付 者 数
執 行 役 員	1,700個	170,000株	8名
従 業 員	1,050個	105,000株	21名
子 会 社 取 締 役	250個	25,000株	5名

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況等		
代	表	取	締	役	小野 義昭	
代	表	取	締	役	出戸 利明	
取		締		役	菅野 悟	開発本部長兼技術開発部長
取		締		役	轟 茂道	公認会計士・税理士轟茂道事務所所長
取		締		役	宮下 修	
常	勤	監	査	役	平澤 秀明	
常	勤	監	査	役	鳥丸 義明	
監		査		役	吉原 達生	
監		査		役	森谷 知子	株式会社 Integrity Associates 代表取締役 一般社団法人 Japan Society of U.S. CPAs 副代表理事

- (注) 1. 取締役轟茂道及び宮下修の両氏は社外取締役であります。なお、取締役轟茂道及び宮下修の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役平澤秀明及び森谷知子の両氏は、長年の経理業務の経験を有している等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役吉原達生及び森谷知子の両氏は社外監査役であります。なお、監査役吉原達生及び森谷知子の両氏については株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役轟茂道及び宮下修の両氏並びに社外監査役吉原達生及び森谷知子の両氏と、それぞれ責任限定契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりであります。

#### 〔社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要〕

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び監査役並びに当社の子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填されることとなります。
6. 取締役高山徹氏並びに監査役宮崎盛雄氏及び細木幸仁氏は2023年6月23日付けで退任いたしました。

## (2) 執行役員の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役会長	小野 義 昭	
代表取締役社長	出 戸 利 明	
取締役	菅 野 悟	開発本部長兼技術開発部長
常務執行役員	柴 田 靖	経営管理本部長兼人事部長
執行役員	小 林 直 樹	営業本部長 蘇州信越聚合有限公司董事長
執行役員	石 原 寛	信越ファインテック株式会社代表取締役社長
執行役員	佐 藤 光 男	生産本部長
執行役員	高 橋 正 人	生産本部糸魚川工場長
執行役員	小和田 収	経営管理本部経営企画部長兼経理部長 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.最高経営責任者
執行役員	小 松 博 登	開発本部開発統括室長
執行役員	山 本 和 彦	営業本部営業第三部長

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の諮問及びその答申を経た上で取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その内容は、以下のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任が明確となるような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割に応じた固定報酬としての「基本報酬」、年次業績を反映する「賞与」及び中期の業績向上を目的とした非金銭報酬等としての「ストックオプション」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払

うこととする。

- イ. 基本報酬及び賞与（いずれも金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。当社の取締役の賞与は、毎年、一定の時期に支給するものとし、担当事業の年次業績等を踏まえて、諸般の事情を総合的に勘案して決定するものとする。

- ウ. 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、中期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストックオプションとし、当社の業績、社会情勢等を総合的に勘案して取締役会が決定した時期に付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- エ. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（オ. の委任を受けた代表取締役会長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をしな

ければならないこととする。なお、ストックオプションは、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額4億円以内の範囲とする旨決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において、年額3億円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を付与する旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割等を考慮し、取締役会から授権された代表取締役会長小野義昭が決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからです。また取締役会は、代表取締役会長によりこの権限が適切に行使されることを確保するため、任意に設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申の内容に従って代表取締役会長が決定を行うこととしております。指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、代表取締役会長により決定された取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等の額の決定方針に関する事項及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査役の報酬は、業績に対する客観性を重視し、役割に応じた固定報酬（金銭報酬）としての「基本報酬」のみで構成するものとしております。監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において、年額60百万円以内とする旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	239百万円 ( 22百万円)	209百万円 ( 22百万円)	30百万円 (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	43百万円 ( 17百万円)	43百万円 ( 17百万円)	— (—)
合計	12名	282百万円	252百万円	30百万円

- (注) 1. 業績連動報酬はありません。
2. 非金銭報酬等として、取締役に対しストックオプションを付与しております。ストックオプションとして発行した新株予約権の内容及びその状況は、3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
3. 取締役の基本報酬の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額43百万円が含まれております。
4. 上記「人数」には、当社の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役も含んでおり、当該取締役及び監査役に対する、2023年4月1日から第63回定時株主総会終結の時までの期間に係る報酬を「報酬等の総額」に含めて記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役轟茂道氏は、公認会計士・税理士轟茂道事務所所長を兼職しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、社外監査役森谷知子氏は、株式会社Integrity Associates代表取締役及び一般社団法人Japan Society of U.S. CPAs 副代表理事を兼職しておりますが、当社と同社及び同法人との間には特別の関係はありません。

### ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	轟茂道	当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、主として、経験豊富な公認会計士・税理士の専門的視点及び独立的・客観的な立場から不正防止の対応等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
取締役	宮下修	当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、主として、総合社における医療品事業分野での豊富な経験を活かすとともに、独立的・客観的な立場からM&Aへの取り組み等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
監査役	吉原達生	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、主として、事業会社における幅広い分野での豊富な経験と見識を活かすとともに、客観的な立場から発言を行っております。また、親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
監査役	森谷知子	就任後の当事業年度の取締役会10回のすべてに、また、就任後の当事業年度の監査役会13回のすべてにそれぞれ出席し、主として、米国公認会計士及び公認不正検査士としての専門的知識に基づき、事業会社での幅広い分野での経験と見識を活かすとともに、独立した客観的な立場から発言を行っております。

(ご参考)

## 役員の構成及びスキルマトリックス

	氏名	属性	主な知識・経験・能力等						
			企業経営	グローバル	テクノロジー	マーケティング	財務 ファイナンス	法務・ ガバナンス	人材 マネジメント
取締役	小野 義昭		○	○	○				○
	出戸 利明		○	○		○			○
	菅野 悟				○	○			○
	轟 茂道	社外 独立					○	○	
	宮下 修	社外 独立	○	○		○			
監査役	平澤 秀明			○			○	○	
	鳥丸 義明			○		○		○	
	吉原 達生	社外 独立	○	○	○				
	森谷 知子	社外 独立					○	○	

(注) 各役員の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	65百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America, Inc.、Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. 及び Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
4. 会計監査人の報酬等の額につきまして、上記以外に前事業年度（第63期）に係る追加監査報酬の額が2百万円あります。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

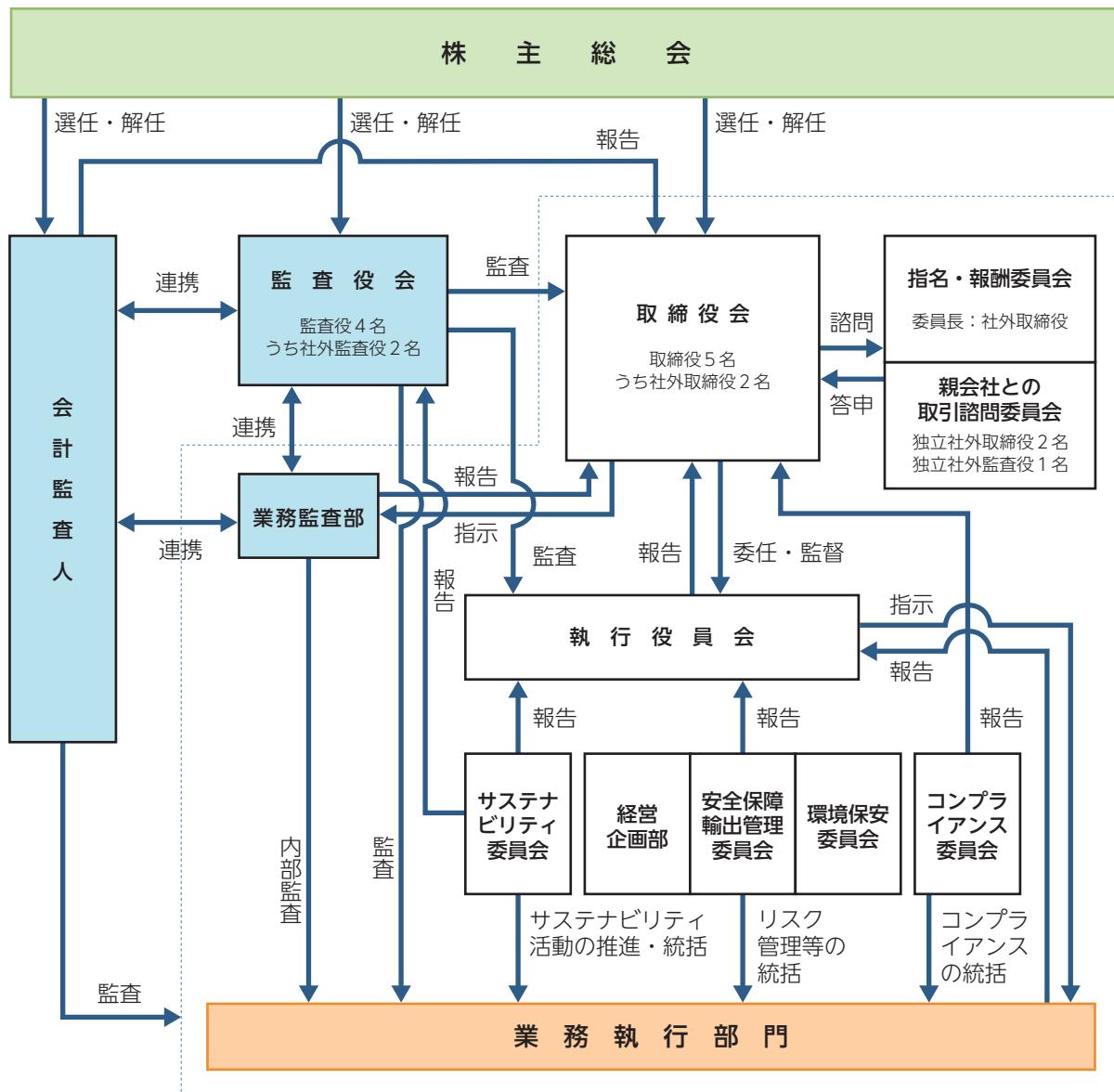
また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

~~~~~

(注) 本事業報告では、金額、株式数及び持株比率については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

当社のコーポレートガバナンス体制図 (2024年3月31日現在)



## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

| 科 目              | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|------------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                | <b>(負 債 の 部)</b>       |                |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>92,712</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>24,870</b>  |
| 現金及び預金           | 42,453         | 支払手形及び買掛金              | 13,333         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産   | 22,145         | 電子記録債務                 | 2,917          |
| 電子記録債権           | 3,934          | 未払金                    | 1,648          |
| 商品及び製品           | 12,833         | 未払法人税等                 | 888            |
| 仕掛品              | 1,628          | 未払費用                   | 2,182          |
| 原材料及び貯蔵品         | 5,751          | 賞与引当金                  | 1,526          |
| 未収入金             | 2,823          | 役員賞与引当金                | 43             |
| その他              | 1,294          | その他                    | 2,330          |
| 貸倒引当金            | △153           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,941</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>48,066</b>  | 退職給付に係る負債              | 1,369          |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>44,420</b>  | その他                    | 1,571          |
| 建物及び構築物          | 17,181         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>27,811</b>  |
| 機械装置及び運搬具        | 6,865          | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                |
| 土地               | 6,696          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>105,361</b> |
| 建設仮勘定            | 11,487         | 資本金                    | 11,635         |
| その他              | 2,190          | 資本剰余金                  | 10,755         |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>986</b>     | 利益剰余金                  | 85,022         |
| ソフトウェア           | 776            | 自己株式                   | △2,052         |
| のれん              | 144            | その他の包括利益累計額            | 7,217          |
| その他              | 65             | その他有価証券評価差額金           | 477            |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>2,658</b>   | 為替換算調整勘定               | 6,719          |
| 投資有価証券           | 1,112          | 退職給付に係る調整累計額           | 19             |
| 繰延税金資産           | 501            | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>388</b>     |
| その他              | 1,044          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>112,967</b> |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>140,778</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>140,778</b> |

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

| 科 目             | 金 額   | 額       |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 104,379 |
| 売上原価            |       | 73,223  |
| 売上総利益           |       | 31,155  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 20,104  |
| 営業利益            |       | 11,050  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 163   |         |
| 為替差益            | 206   |         |
| 投資有価証券売却益       | 96    |         |
| その他の            | 184   | 651     |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 33    |         |
| 固定資産除却損         | 39    |         |
| 災害復旧費用          | 57    |         |
| 解約清算費用          | 24    |         |
| その他の            | 18    | 171     |
| 経常利益            |       | 11,530  |
| 特別利益            |       |         |
| 新株予約権戻入益        | 35    |         |
| 固定資産売却益         | 365   |         |
| 事業譲渡益           | 350   |         |
| 受取和解金           | 40    | 791     |
| 特別損失            |       |         |
| 減損損失            | 380   |         |
| 事業譲渡関連費用        | 162   | 543     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 11,778  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,880 |         |
| 法人税等調整額         | 223   | 3,103   |
| 当期純利益           |       | 8,674   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 8,674   |

(ご参考)

(要約) 連結キャッシュ・フロー計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

| 科 目                         | 金 額            |
|-----------------------------|----------------|
| <b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>   |                |
| 税金等調整前当期純利益                 | 11,778         |
| 減価償却費                       | 4,593          |
| 減損損失                        | 380            |
| 為替差益                        | △96            |
| 固定資産売却益                     | △368           |
| 事業譲渡益                       | △350           |
| 売上債権の減少額                    | 3,093          |
| 仕入債権の減少額                    | △2,466         |
| その他                         | △870           |
| 小計                          | 15,694         |
| 法人税等の支払額                    | △3,878         |
| その他                         | 156            |
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>     | <b>11,973</b>  |
| <b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>  |                |
| 有形固定資産の取得による支出              | △14,573        |
| 事業譲渡による収入                   | 790            |
| その他                         | 1,469          |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>     | <b>△12,314</b> |
| <b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b> |                |
| 自己株式の取得による支出                | △827           |
| 配当金の支払額                     | △3,398         |
| その他                         | 77             |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>     | <b>△4,148</b>  |
| <b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>  | <b>1,318</b>   |
| <b>V 現金及び現金同等物の減少額</b>      | <b>△3,170</b>  |
| <b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>    | <b>43,843</b>  |
| <b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>   | <b>40,672</b>  |

(要約連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
(2024年3月31日現在)

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 現金及び預金勘定         | 42,453百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | △1,780百万円 |
| 現金及び現金同等物        | 40,672百万円 |

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>48,423</b> | <b>流動負債</b>     | <b>22,356</b> |
| 現金及び預金          | 17,084        | 支払手形            | 151           |
| 受取手形            | 672           | 電子記録債権          | 2,239         |
| 電子記録債権          | 2,611         | 買掛金             | 10,764        |
| 売掛金             | 13,925        | 未払金             | 1,531         |
| 商品及び製品          | 7,478         | 未払費用            | 1,174         |
| 仕掛品             | 617           | 未払法人税等          | 443           |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,589         | 預り金             | 3,518         |
| 未収入金            | 1,591         | 賞与引当金           | 1,209         |
| その他             | 1,896         | 役員賞与引当金         | 43            |
| 貸倒引当金           | △44           | その他             | 1,279         |
| <b>固定資産</b>     | <b>44,320</b> | <b>固定負債</b>     | <b>2,069</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,640</b> | 長期未払金           | 51            |
| 建築物             | 12,018        | 退職給付引当金         | 867           |
| 構築物             | 416           | 資産除去債務          | 1,150         |
| 機械及び装置          | 3,109         | <b>負債合計</b>     | <b>24,426</b> |
| 車両運搬具           | 86            | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| 工具、器具及び備品       | 924           | <b>株主資本</b>     | <b>67,488</b> |
| 土地              | 5,298         | 資本金             | 11,635        |
| 建設仮勘定           | 9,786         | 資本剰余金           | 10,505        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>736</b>    | 資本準備金           | 10,469        |
| ソフトウェア          | 728           | その他資本剰余金        | 36            |
| その他             | 8             | <b>利益剰余金</b>    | <b>47,399</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,943</b> | 利益準備金           | 1,019         |
| 投資有価証券          | 959           | その他利益剰余金        | 46,380        |
| 関係会社株式          | 7,670         | 別途積立金           | 15,230        |
| 関係会社出資金         | 1,734         | 繰越利益剰余金         | 31,150        |
| 長期前払費用          | 124           | <b>自己株式</b>     | △2,052        |
| 繰延税金資産          | 1,061         | 評価・換算差額等        | 441           |
| その他             | 393           | その他有価証券評価差額金    | 441           |
| <b>資産合計</b>     | <b>92,744</b> | <b>新株予約権</b>    | <b>388</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>68,317</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>92,744</b> |

## 損 益 計 算 書

(2023年 4月 1日から  
2024年 3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

| 科 目                   | 金     | 額      |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 70,037 |
| 売 上 原 価               |       | 51,763 |
| 売 上 総 利 益             |       | 18,274 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 12,985 |
| 営 業 利 益               |       | 5,289  |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息               | 11    |        |
| 受 取 配 当 金             | 5,649 |        |
| 為 替 差 益               | 389   |        |
| そ の 他                 | 150   | 6,201  |
| 営 業 外 費 用             |       |        |
| 支 払 利 息               | 7     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 23    |        |
| 災 害 復 旧 費 用           | 57    |        |
| 解 約 清 算 費 用           | 24    |        |
| そ の 他                 | 1     | 113    |
| 経 常 利 益               |       | 11,376 |
| 特 別 利 益               |       |        |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 35    |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 365   |        |
| 事 業 譲 渡 益             | 350   | 751    |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 減 損 損 失               | 337   |        |
| 事 業 譲 渡 関 連 費 用       | 162   | 499    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 11,628 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,618 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 69    | 1,687  |
| 当 期 純 利 益             |       | 9,940  |

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

信越ポリマー株式会社  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 渡 邊 力 夫  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

信越ポリマー株式会社  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 力夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

信越ポリマー株式会社 監査役会

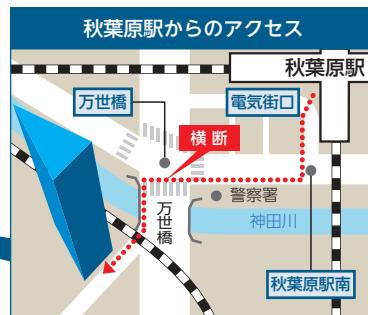
|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 平澤秀明 | Ⓜ |
| 常勤監査役 | 鳥丸義明 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 吉原達生 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 森谷知子 | Ⓜ |

以上

# 第64回定時株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
**J R 神田万世橋ビル** ステーションコンファレンス万世橋（4階）  
 (電話)03-6859-8200 (代表)



上図の通り万世橋交差点の**横断歩道**を渡ってから左折願います。  
 横断せずに左折すると、しばらく横断することができません。



## 交通機関のご案内

|       |            |         |       |
|-------|------------|---------|-------|
| J R   | ■ 秋葉原駅     | 電気街口    | 徒歩 5分 |
|       | ■ 御茶ノ水駅    | 聖橋口     | 徒歩 7分 |
|       | ■ 神田駅      | 北口      | 徒歩 7分 |
| 東京メトロ | ■ 丸ノ内線淡路町駅 | A 3 番出口 | 徒歩 4分 |
|       | ■ 銀座線神田駅   | 6 番出口   | 徒歩 4分 |

## NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



会場には、本総会専用の駐車場、駐輪場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。